

令和6年3月31日まで

尼崎市中小企業センター会館利用料金一覧表(現)

2021年10月1日改定

室名及び区分			定数	利用料(円)							
				区分	9~12時	13~17時	18~21時	9~17時	13~21時	9~21時	
1階	ホール	営利・営業・宣伝等以外で利用する場合	全体利用 500人(12のみ)	平日	19,010	24,680	38,020	38,020	57,040	76,050	
			区分利用 200人(12のみ)	平日	11,320	14,850	22,640	22,640	34,070	45,390	
		営利・営業・宣伝等で利用する場合	全体利用	平日	1日(9~21時) 151,760円						
			日祝	1日(9~21時) 182,200円							
	区分利用	平日	1日(9~21時) 91,110円								
		日祝	1日(9~21時) 109,370円								
	応接室	1	6人	平日	1,610	2,140	3,110	3,110	4,700	6,310	
		2	6人	平日	1,610	2,140	3,110	3,110	4,700	6,310	
	4階	会議室	401	81人	平日	6,310	8,230	12,710	12,710	19,010	25,320
			402	54人	平日	5,130	6,740	10,370	10,370	15,490	20,620
403			20人	平日	3,320	4,380	6,630	6,630	9,830	13,250	
404			20人	平日	3,320	4,380	6,630	6,630	9,830	13,250	
405(円卓)			20人	平日	3,850	5,020	7,580	7,580	11,430	15,270	
5階	研修室	502	40人	平日	3,000	3,950	6,090	6,090	9,080	12,070	
		503	24人	平日	1,980	2,610	4,020	4,020	6,000	7,970	
		504	40人	平日	3,000	3,950	6,090	6,090	9,080	12,070	
		505	24人	平日	1,980	2,610	4,020	4,020	6,000	7,970	

- 1 日曜日及び国民の祝日に利用する場合の利用料は、平日利用料の1.2倍相当額とします。
- 2 市外利用者(市外の公共的団体及び公益的団体を含む。)が利用する場合の利用料は、所定の利用料の1.5倍相当額とします。
- 3 ホール以外の貸室を営利・営業・宣伝等で利用する場合(搬入・搬出等の期間を含む。)の利用料は、所定の利用料(摘要1又は2に該当する場合は、これを適用した後の金額)の1.5倍相当額とします。
- 4 ホールを搬入・搬出等で利用する場合の利用料は、営利・営業・宣伝等以外の利用料(摘要1又は2に該当する場合は、これを適用した後の金額)の1.5倍相当額とします。
- 5 特別に電気、水道等を利用するときは、利用料のほか、光熱水費その他経費について実費を徴収します。なお、光熱水費の額は、使用量×従量単価×(1+税率)とします。
- 6 理事長がやむを得ないと認めた場合に限り、2時間を限度に各利用区分の繰上・延長を承認することができます。この場合の利用料は、それぞれ1時間ごとに、各区分の利用料を当該区分の時間数で除して得た金額の1.5倍相当額(端数が生じた場合は、10円未満を切り捨てる。)とします。
- 7 上記の利用料には、消費税及び地方消費税相当額が含まれております。

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構



令和6年4月1日から

尼崎市中小企業センター会館利用料金一覧表(新)

2024年4月1日改定

室名及び区分			定数	利用料(円)						
				区分	9~12時	13~17時	18~21時	9~17時	13~21時	9~21時
1階	ホール	営利・営業・宣伝等以外で利用する場合	全体利用 500人(12のみ)	平日	20,920	27,150	41,830	41,830	62,750	83,660
			区分利用 200人(12のみ)	平日	12,460	16,340	24,910	24,910	37,480	49,930
		営利・営業・宣伝等で利用する場合	全体利用	平日	1日(9~21時) 166,940円					
			日祝	1日(9~21時) 200,420円						
	区分利用	平日	1日(9~21時) 100,230円							
		日祝	1日(9~21時) 120,310円							
	ロビー	展示場	平日	1日(9~21時) 10,400円						
			日祝	1日(9~21時) 12,480円						
	応接室	1	6人	平日	1,780	2,360	3,430	3,430	5,170	6,950
		2	6人	平日	1,780	2,360	3,430	3,430	5,170	6,950
4階	会議室	401	81人	平日	6,950	9,060	13,990	13,990	20,920	27,860
		402	54人	平日	5,650	7,420	11,410	11,410	17,040	22,690
		403	20人	平日	3,660	4,820	7,300	7,300	10,820	14,580
		404	20人	平日	3,660	4,820	7,300	7,300	10,820	14,580
		405(円卓)	20人	平日	4,240	5,530	8,340	8,340	12,580	16,800
5階	研修室	502	40人	平日	3,300	4,350	6,700	6,700	9,990	13,280
		503	24人	平日	2,180	2,880	4,430	4,430	6,600	8,770
		504	40人	平日	3,300	4,350	6,700	6,700	9,990	13,280
		505	24人	平日	2,180	2,880	4,430	4,430	6,600	8,770

- 1 日曜日及び国民の祝日に利用する場合の利用料は、平日利用料の1.2倍相当額とします。
- 2 市外利用者(市外の公共的団体及び公益的団体を含む。)が利用する場合の利用料は、所定の利用料の1.5倍相当額とします。
- 3 ホール以外の貸室を営利・営業・宣伝等で利用する場合(搬入・搬出等の期間を含む。)の利用料は、所定の利用料(摘要1又は2に該当する場合は、これを適用した後の金額)の1.5倍相当額とします。
- 4 ホールを搬入・搬出等で利用する場合の利用料は、営利・営業・宣伝等以外の利用料(摘要1又は2に該当する場合は、これを適用した後の金額)の1.5倍相当額とします。
- 5 特別に電気、水道等を利用するときは、利用料のほか、光熱水費その他経費について実費を徴収します。なお、光熱水費の額は、使用量×従量単価×(1+税率)とします。
- 6 理事長がやむを得ないと認めた場合に限り、2時間を限度に各利用区分の繰上・延長を承認することができます。この場合の利用料は、それぞれ1時間ごとに、各区分の利用料を当該区分の時間数で除して得た金額の1.5倍相当額(端数が生じた場合は、10円未満を切り捨てる。)とします。
- 7 上記の利用料には、消費税及び地方消費税相当額が含まれております。

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構

